

# News Release

プルデンシャル生命保険株式会社

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー  
https://www.prudential.co.jp/



Prudential

2023年8月24日

プルデンシャル生命保険株式会社

## 「変額保険(年金型)\*1」および

## 「ファミリー・インカム(解約返戻金抑制型新家族収入保険(高度障害療養加算型))」の2商品を発売 長生きリスクと万一のリスクに備えるための選択肢が充実

プルデンシャル生命保険株式会社(代表取締役社長 間原 寛、以下「当社」)は2023年9月25日より、“人生100年時代”の長生きリスクに備える「変額保険(年金型)」および従来の「解約返戻金抑制型家族収入保険(高度障害療養加算型)\*2」をリニューアルした、万一のリスクに備える「ファミリー・インカム(解約返戻金抑制型新家族収入保険(高度障害療養加算型))」の2商品を新たに発売いたします。長生きリスクと万一のリスク、それぞれのリスクに備える商品が充実いたしますので、お客さまの多様なライフスタイルやニーズに合わせてお選びいただける選択肢が広がります。

### ■変額保険(年金型)

一生涯にわたり年金を受け取ることができる10年保証期間付終身年金や、継続的な資産形成をサポートする「三大疾病・疾病障害による保険料払込免除特則」などの生命保険商品特有の「保障機能」により、“人生100年時代”の長生きリスクに対するご安心を提供いたします。

### ■ファミリー・インカム(解約返戻金抑制型新家族収入保険(高度障害療養加算型))

被保険者が死亡もしくは高度障害状態になった際に、一定期間、ご遺族の毎月の生活資金を確保いただけます。当社としては初めて「健康体割引特則」の取り扱いをいたします。被保険者の健康状態によっては割安の保険料でご加入いただけます。

当社は、生命保険のプロフェッショナルであるライフプランナー(営業社員)によるコンサルティングを通じて、オーダーメイドの保障をご提案しております。今後も、多様なお客さまのあらゆるライフステージのニーズにお応えし、ライフプランナーが「Partner for Life」として終生にわたるご安心をお届けできるよう、商品とサービスを展開してまいります。

\*1 必ず5、6ページの「変額保険に関するご注意」をご参照ください。

\*2 解約返戻金抑制型家族収入保険(高度障害療養加算型)は2023年9月24日をもって販売停止となります。

### ※各商品の詳細につきましては別紙をご確認ください。

当社がご提案する保険(特約)は、すべて無配当保険です。保険種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」をご覧ください。記載の取扱は登録日現在の取扱によるもので、将来変更となることがあります。

このニュースリリース・別紙は、保険販売を目的としたものではなく、商品の概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「商品パンフレット」「設計書」などを必ずご覧ください。また、ご契約の際は、「ご契約のしおり・約款」「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご覧ください。

以上

---

## 変額保険（年金型）

---

### ■特長とお支払事由等

#### <特長>

- （１）特別勘定により年金の原資となる積立金額を運用することで、将来を見据えた資産形成を行うことができます。
- （２）一生涯にわたり年金を受け取ることができる 10 年保証期間付終身年金により、長い老後に備えることができます。なお、年金開始時に年金の受取方法を変更することも可能です。
- （３）特別勘定は、国内外の債券や株式等を投資対象とする 6 種類から繰入比率を 10%単位で自由に組み合わせることができるため、お客さまのリスク許容度に応じて柔軟に運用方法を選択いただけます。
- （４）「三大疾病・疾病障害による保険料払込免除特則」を付加することにより、三大疾病（所定のがん・心疾患・脳血管疾患）により所定の状態になった場合等でも、以後の保険料のお払込みをいただくことなく継続的な資産形成を行うことができます。

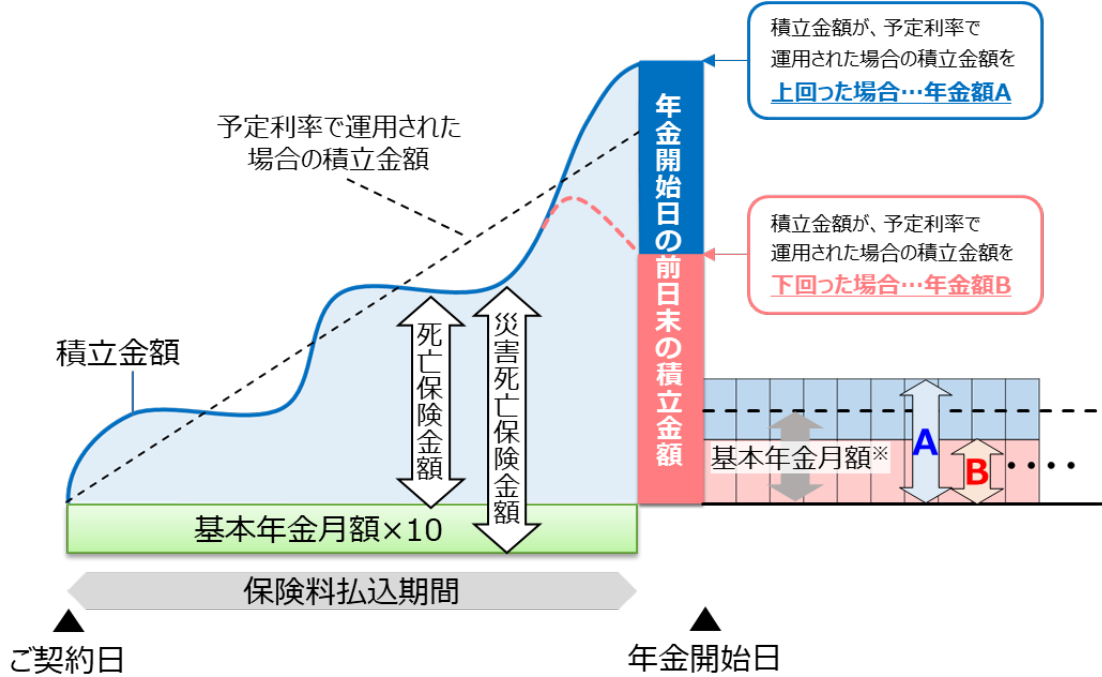
#### <お支払事由等>

- （１）被保険者が年金開始日に生存していたときは、年金の受取方法に応じた期間にわたり年金をお支払いします。
- （２）被保険者が年金開始日前に死亡したときは、死亡保険金（死亡した日における積立金額）または災害死亡保険金（死亡した日における積立金額と基本年金月額<sup>※</sup>の 10 倍相当額の合計額）をお支払いします。
- （３）被保険者が年金開始日前に所定の高度障害状態や不慮の事故を原因とした所定の身体障害状態に該当したときは、以後の保険料のお払込みを免除します（保険料一時払のご契約を除く）。
- （４）（３）に加え、「三大疾病・疾病障害による保険料払込免除特則」を付加した場合には、三大疾病（所定のがん・心疾患・脳血管疾患）により所定の状態になったときや、疾病により所定の身体障害の状態になったときに、以後の保険料のお払込みを免除します。

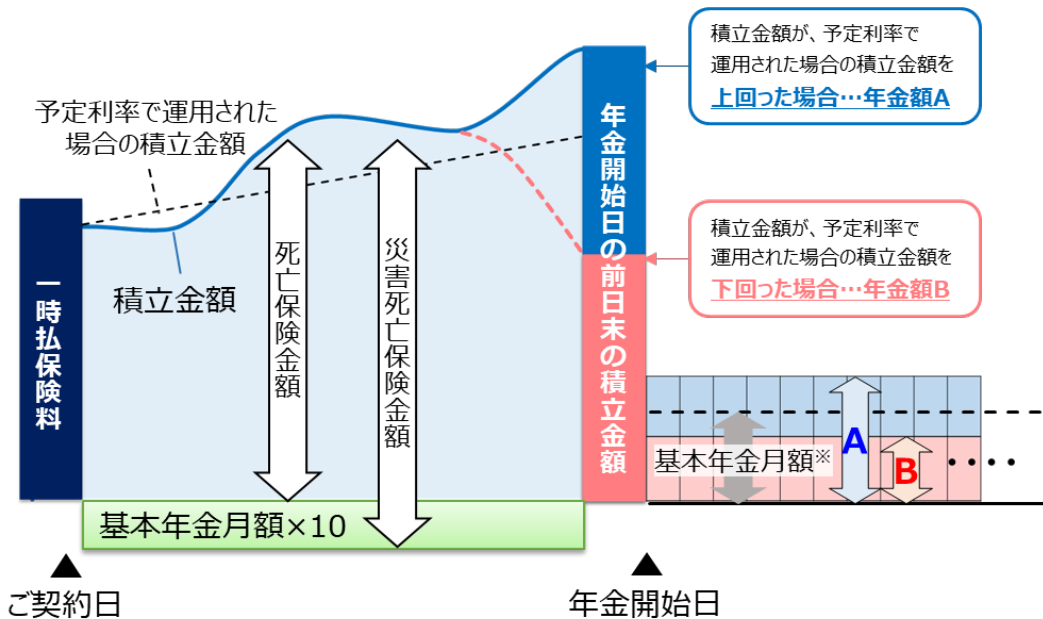
※特別勘定に属する資産の運用実績に基づいて年金額、保険金額および解約返戻金額が変動します。災害死亡保険金額は最低保証がありますが、年金額・死亡保険金額・解約返戻金額については最低保証がありません。

## ■仕組み図

<平準払（払込回数は、年払・半年払・月払からお選びいただけます）>



<一時払>



※「基本年金月額」とは、この保険契約締結の際に定めた金額のことをいいます。将来お支払いする年金月額として保証する金額ではありません。

## ■ご契約例（運用実績例）

下記の表は例示の運用実績がそのまま推移し、基本年金月額の変動、積立金額の変動、自動定額払済保険、定額払済保険への変更、変額払済保険への変更を行わなかったと仮定して計算したものです。

※ 実際には、年金月額・死亡保険金額・災害死亡保険金額・解約返戻金額は特別勘定の運用実績に応じて変動（増減）します。

### <平準払>

- 被保険者：35歳 ●年金開始年齢（保険料払込満了時年齢）：65歳
- 基本年金月額<sup>※1</sup>：5万円 ●年金種類：10年保証期間付終身年金

（三大疾病・疾病障害による保険料払込免除特則なし）

性別	月払 保険料 [円]	払込 保険料 累計額 [万円] <sup>※2</sup>	年金月額 [円]				年金開始時の一括受取額 [万円] (返戻率) <sup>※2</sup>			
			特別勘定の運用例				特別勘定の運用例			
			▲3.5%	0.0%	+3.5%	+7.0%	▲3.5%	0.0%	+3.5%	+7.0%
男性	26,600	958	17,492	28,516	50,000	93,158	467 (48.8%)	761 (79.5%)	1,334 (139.4%)	2,487 (259.7%)
女性	33,270	1,198	17,492	28,517	50,000	93,160	584 (48.8%)	952 (79.6%)	1,670 (139.5%)	3,112 (259.9%)

（三大疾病・疾病障害による保険料払込免除特則あり）

性別	月払 保険料 [円]	払込 保険料 累計額 [万円] <sup>※2</sup>	年金月額 [円]				年金開始時の一括受取額 [万円] (返戻率) <sup>※2</sup>			
			特別勘定の運用例				特別勘定の運用例			
			▲3.5%	0.0%	+3.5%	+7.0%	▲3.5%	0.0%	+3.5%	+7.0%
男性	28,930	1,042	17,492	28,516	50,000	93,158	467 (44.8%)	761 (73.1%)	1,334 (128.2%)	2,487 (238.8%)
女性	36,725	1,323	17,492	28,517	50,000	93,160	584 (44.2%)	952 (72.1%)	1,670 (126.4%)	3,112 (235.4%)

### <一時払>

- 被保険者：65歳 ●年金開始年齢：75歳
- 基本年金月額<sup>※1</sup>：5万円 ●年金種類：10年保証期間付終身年金

性別	一時払 保険料 [円]	年金月額 [円]	年金開始時の一括受取額 [万円] (返戻率) <sup>※2</sup>						
			特別勘定の運用例						
			▲3.5%	0.0%	+3.5%	+7.0%			
男性	7,382,485	24,814	35,434	50,000	69,707	482 (65.3%)	688 (93.3%)	971 (131.6%)	1,354 (183.5%)
女性	9,194,285	24,814	35,435	50,000	69,707	600 (65.3%)	857 (93.3%)	1,209 (131.6%)	1,686 (183.5%)

※1：「基本年金月額」とは、この保険契約締結の際に定めた金額のことをいいます。将来お支払いする年金月額として保証する金額ではありません。

※2：払込保険料累計額は万円未満を切り上げ、年金開始時の一括受取額は万円未満を切り捨て、返戻率は小数点第2位を四捨五入しています。

#### 例示の運用実績（▲3.5%、0.0%、+3.5%、+7.0%）について

- 年金月額、年金開始時の一括受取額は、例示の運用例（年率）が一定で推移したものと仮定して計算したものであり、将来のお支払額をお約束するものではありません。
- なお、運用実績が0.0%を下まわり、マイナスとなる場合もあります。

## ■特別勘定

6種類の特別勘定の中から10%単位で自由に組み合わせることができます。特別勘定の資産運用にあたっては、国内外の株式、国内外の公社債、その他の有価証券などを運用対象に分散投資を図り、特別勘定資産の着実な成長と中長期的観点に立った収益の確保を目指します。また、リスク分散の観点から、少数の銘柄に偏ることなく、資産種類（株式、債券、外国証券、その他の有価証券等）およびそれぞれの資産ごとでの分散投資を心掛け、バランスのとれた運用を行います。

特別勘定の種類	主な運用対象	目的および基本的性格
総合型	国内外の株式および公社債	国内外の株式（国内株式および海外株式を投資対象としている国内外投資信託等を含みます）・公社債・REIT・短期金融商品などを運用対象に分散投資を図り、特別勘定資産の着実な成長と中長期的観点に立った収益の確保を目指した運用を行います。
債券型	国内の公社債	主に国内公社債（転換社債を含みます）で運用し、金利動向の見通しに基づき、利息収入および値上がり益等の確保を目指します。特に安全性・収益性に重点を置いた運用を行います。
株式型	国内の株式	主に国内株式（国内株式を投資対象としている国内投資信託等を含みます）で運用することにより、中長期的観点に立った収益の確保を目指した運用を行います。
米国債券型	米国の公社債	主に米国の公社債で運用し、利息収入および値上がり益等の確保を目指します。また、主に米国ドル建にて投資を行うため、為替動向により収益が影響を受けます。
米国株式型	米国の株式	主に米国株式（米国株式を投資対象としている国内外投資信託等を含みます）で運用することにより、中長期的観点に立った収益の確保を目指した運用を行います。また、主に米国ドル建にて投資を行うため、為替動向により収益が影響を受けます。
REIT型	国内のREIT	主に国内上場（上場予定も含みます）REIT（不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券）で運用します。中長期的な視点から銘柄を選定し、安定した利回り等収益の確保と運用資産の成長を目指します。

※ 保険契約者または年金受取人は経済情勢や運用如何により高い収益を期待できますが、一方で株価の低下や為替の変動などによる投資リスクを負うことになります。

※ 保険契約者または年金受取人は、特別勘定の資産の運用方法については、一切指図できません。

### ■変額保険に関するご注意（1/2）

変額保険について、特にご注意ください事項がありますので、必ずご一読ください。  
 なお、特定保険契約に付加される特約および特則のうち、一般勘定で運用されるもの（医療保障等）に関する費用については、特定保険契約とは別に費用が生じます。

#### <運用リスク>

この保険は、特別勘定の運用実績に応じて積立金額、保険金額、年金額および解約返戻金額が変動<sup>\*1</sup>します。また、満期保険金額<sup>\*2</sup>、年金の合計金額<sup>\*3</sup>、（災害）死亡保険金の額<sup>\*3</sup>および解約返戻金額は特別勘定の運用実績により払込保険料合計額を下まわることがあり、損失が生じるおそれがあります（満期保険金額<sup>\*2</sup>、年金の合計金額<sup>\*3</sup>、死亡保険金の額<sup>\*3</sup>および解約返戻金額に最低保証はありません）。なお、特別勘定に属する資産の運用実績に影響を与える指標には、金利、為替レート、株価、債券価格、その他の有価証券相場等があります。この保険に関する運用リスクは、保険契約者または受取人に帰属します。

お客さまが繰入比率の変更や積立金の移転を行われた際には、選択された特別勘定の種類によっては基準となる指標やリスクの種類が異なることとなります。

\*1 特約の保険金額・給付金額は主契約と異なり変動することはありません。

\*2 変額保険（有期型）の場合

\*3 変額保険（年金型）の場合



## ■変額保険に関するご注意 (2/2)

### <変額保険のご契約にかかる諸費用>

ご契約にかかる諸費用の合計額は

「保険関係費用」「運用関係費用」「年金で受け取る場合の費用」「解約控除」を合算した額となります。  
なお、これらの費用の一部は将来変更される場合があります。

#### 保険関係費用

お申込みいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持・死亡保障等に係る費用等に充てられ、それらを除いた金額が特別勘定で運用されます。また、ご契約後も定期的に保険契約の締結・維持・死亡保障等に係る費用等が控除されます。なお、これらの費用については、契約年齢・性別等によって異なり、保険契約の締結後も変動するため、その数値や計算方法を記載することができません。

#### 運用関係費用

特別勘定の運営に要する費用については、特別勘定の種類ごとに積立金から実費を控除します。積立金からの控除は、控除率（年率・税込）を用います。控除率は、特別勘定の運営に要した費用（人件費、物件費、投資顧問料等）を基準にして定期的に見直すため、ご契約後も定期的に控除率が変動いたします。ただし、控除率の上限値については0.2%とします。

最新の控除率については当社ホームページ (<https://www.prudential.co.jp/caution/hengaku.html>) をご参照ください。また、投資信託にて運用を行う場合、別途、信託報酬が投資信託の純資産総額から控除されます。各特別勘定にて投資する投資信託の信託報酬（年率・税込）は以下のとおりです。

〔株式型および総合型のうち国内株式に対応する信託報酬〕

SMTAM 日本株式インデックスファンド VL-P（適格機関投資家専用）

…0.0429%（2023年9月現在）

SMTAM 日本株式クオンツ・バリュー戦略ファンド VL-P（適格機関投資家専用）

…0.3740%（2023年9月現在）

東京海上・日本株式 GARP<適格機関投資家限定>

…0.4180%（2023年9月現在）

〔総合型のうち外国株式に対応する信託報酬〕

MUAM 全世界株式インデックスファンド（適格機関投資家限定）

…0.2585%（2023年9月現在）

〔米国株式型における信託報酬〕

SPDR® S&P500® ETF…0.0945%（2023年9月現在）

i シェアーズ®・コア S&P 500 ETF…0.03%（2023年9月現在）

〔REIT型および総合型における信託報酬等〕

REIT型ならびに総合型で運用する不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券（REIT）にかかわる信託報酬等については、REITによって変動し、また発生前に金額や割合を確定することが困難であるため、その数値や計算方法を記載することができません。

上記費用の他、有価証券の売買委託手数料、信託財産留保額等がかかり、お客さまが間接的にこれらの費用を負担していることとなります。また、これらの費用は発生前に金額や割合を確定することが困難なため、その数値や計算方法を記載することができません。

#### 年金で受け取る場合の費用

年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%（2023年9月現在）を年金受取日の責任準備金・積立金より控除します。特約を付加することにより、保険金・解約返戻金を年金で受け取る場合、年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%（2023年9月現在）を年金受取日の年金原資\*より控除します。

\* 次の保険種類については「前払対象保険金額」と読み替えます：介護前払特約

#### 解約控除

契約日から10年未満かつ保険料払込期間中に解約・減額\*等をした場合、計算基準日の前日末における積立金額から、経過年数に応じた所定の金額（解約控除）を控除した金額が解約返戻金額となります。なお、解約控除の金額は契約年齢・性別・保険料払込期間・保険金額・基本年金月額等により契約ごとに異なるため、その数値や計算方法を記載することができません。

\* 変額保険（年金型）において、積立金額の減額を行う場合は、解約控除はありません。

## ■注意事項

- ・年金開始日以後、解約のお取扱はできません。
- ・年金のお支払いに代えて、一時支払に変更することも可能です。
- ・がんの責任開始期は、主契約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。
- ・保証期間付（夫婦連生）終身年金・保証期間付特別勘定終身年金は、被保険者（保証期間付夫婦連生終身年金の場合は配偶者を含みます。）が年金開始日以後一定期間内に死亡した場合、お支払いする年金等の総額が払込保険料総額または年金開始時の積立金額を下まわることがあります。
- ・端数処理の関係で合計額等の金額に誤差が生じる場合があります。
- ・資産の運用実績によっては解約返戻金額またはお支払いする年金の額が全くなくなるか、ごくわずかとなる可能性があります。
- ・年金月額に最低保証はありませんので、運用実績によっては、ご契約時に定めた基本年金月額を下まわることがあります。また、お支払いする年金の合計金額が、お払込みいただいた保険料の合計金額を下まわることがあります。特別勘定年金の場合、お支払いする年金の合計額が、年金開始時の積立金額を下まわる可能性があります。
- ・死亡保険金の額および災害死亡保険金の額は、運用実績によっては、お払込みいただいた保険料の総額を下まわることがあります。また、死亡保険金の額に最低保証はありません。
- ・解約返戻金は毎日変動し、運用状況によっては、お払込みいただいた保険料の総額を下まわり、損失が生じることがあります。また、解約返戻金額に最低保証はありません。
- ・心疾患・脳血管疾患における保険料払込免除の対象となるのは、治療を目的とした入院・手術に限り、1つの手術を2日以上にわたって受けたときは、その手術の開始した日をその手術を受けた日とみなします。
- ・三大疾病・疾病障害による保険料払込免除特則は、同一の保険契約において疾病障害による保険料払込免除特則との重複加入はできません。
- ・主契約が保険料一時払の契約の場合には、三大疾病・疾病障害による保険料払込免除特則を付加することはできません。
- ・三大疾病・疾病障害による保険料払込免除特則のみの解約はお取り扱いしません。
- ・三大疾病・疾病障害による保険料払込免除特則を付加した場合でも、特別勘定で運用される金額は、この特則を付加しない場合の金額と同額となります。
- ・三大疾病・疾病障害による保険料払込免除特則を付加した場合、主契約の保険料は、この特則を付加した場合の保険料率を適用します。
- ・お客様の年齢・職業・過去のご契約歴などによっては、記載のご契約内容ではお申込みできない場合や制限させていただく場合があります。
- ・契約年齢、払込期間、性別等によっては、保険金等の額が払込保険料総額を下まわることがあります。
- ・記載の数値情報は、登録日現在における当社の料率によるものです。
- ・個人にお支払いする年金は雑所得として課税対象になる場合があります。
- ・個人にお支払いする年金は源泉徴収の対象となる場合がありますので、実際にお受取りになる年金額は例示の額を下まわることがあります。

## ファミリー・インカム（解約返戻金抑制型新家族収入保険（高度障害療養加算型））

### ■特長とお支払事由等

#### <特長>

- 一定期間にわたり、死亡または所定の高度障害状態になったときの生活資金を、低廉な保険料でご準備いただくことができます。
- 当社所定の基準を満たす場合、健康体割引特則を付加することで、付加しない場合と比較して割安な保険料でご加入いただくことができます。（保険料の例は、「■保険料例」をご参照ください）

#### <お支払事由等>

- （１）被保険者が死亡した場合は年金受取人に家族年金を、所定の高度障害状態に該当した場合は被保険者に高度障害年金を、保険期間満了時まで毎月お支払いします。
- （２）被保険者が所定の高度障害状態に該当し、毎年の生存判定日に生存している場合には、高度障害年金に加えて高度障害療養加算年金（年金月額×50%）もお支払いします。
- （３）死亡日または所定の高度障害状態に該当した日から保険期間満了日までの期間が、最低支払保証期間に満たない時は最低支払保証期間分、家族年金または高度障害年金をお支払いします。
- （４）年金のお受け取りの際に、年金に代えて一時金として一括で受け取ることもできます。
- （５）喫煙状況および健康状態等が以下の基準を全て満たす場合、健康体割引特則を付加することで、保険料が割安になります。

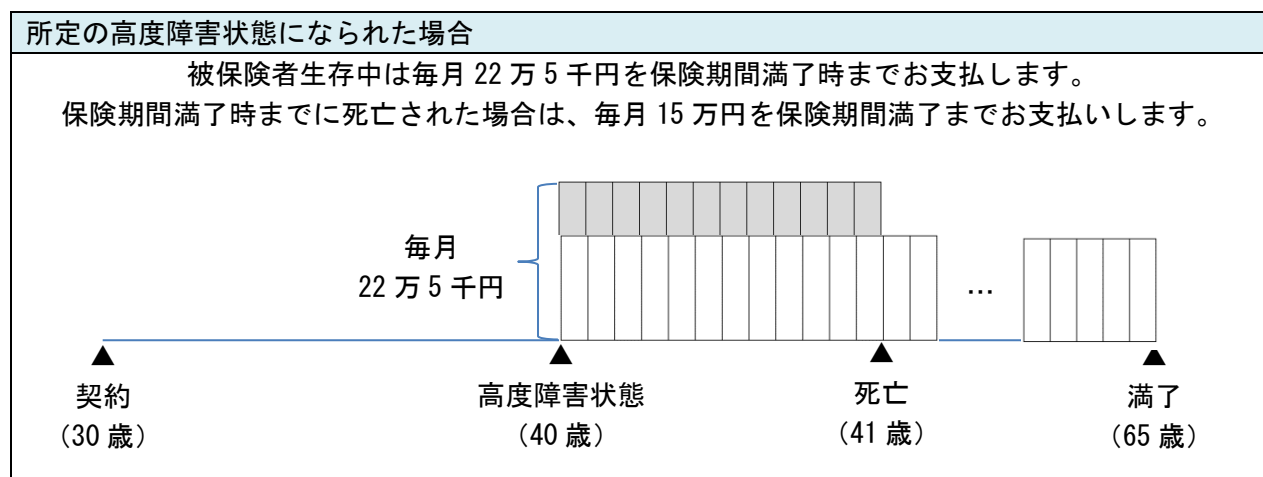
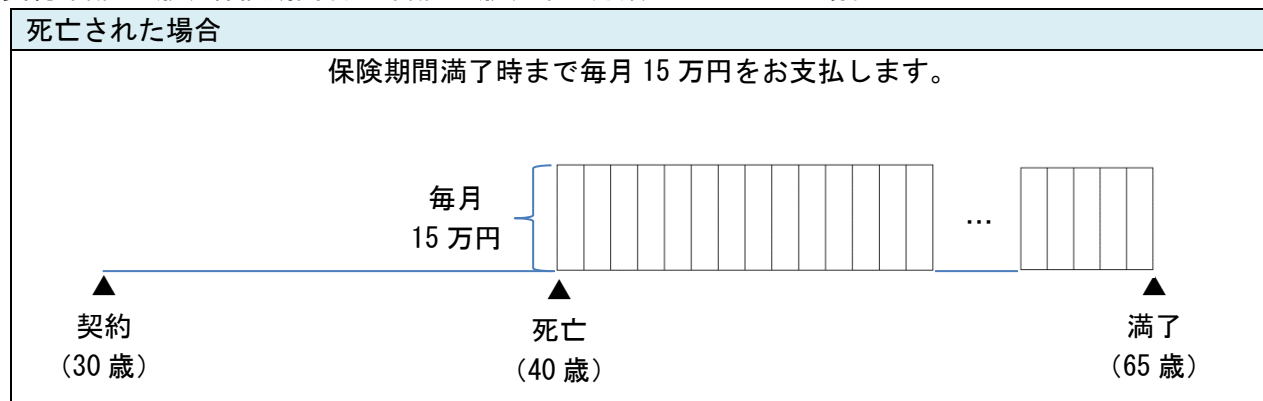
項目	基準
健康診断の受診状況	当社所定の条件を満たす健康診断の結果を提出すること
喫煙状況	過去１年以内に喫煙していないこと
血圧値	最高血圧値が 140mmHg 未満かつ最低血圧値が 90mmHg 未満であること
BMI* (ボディ・マス・インデックス)	BMI の値が 18.0 以上 27.0 以下であること

\* BMI = 体重 (kg) ÷ {身長 (m)}<sup>2</sup>



## ■ご契約例

契約年齢 30 歳、保険期間満了年齢 65 歳、年金月額：15 万円 の場合



## ■保険料例

保険期間・保険料払込期間：65 歳、年金月額：15 万円、払込回数：月払 の場合

		健康体割引特則あり	健康体割引特則なし
男性	25 歳	2,940 円	5,190 円
	30 歳	2,925 円	5,010 円
	35 歳	3,120 円	5,460 円
	40 歳	3,345 円	5,940 円
女性	25 歳	2,460 円	3,630 円
	30 歳	2,490 円	3,540 円
	35 歳	2,640 円	3,855 円
	40 歳	2,775 円	4,065 円

## ■注意事項

- ・家族年金と高度障害年金（高度障害療養加算年金を含む）は重複してお支払いしません。
- ・「健康体」とは、健康体割引特則における当社の呼称であり、当社所定の基準に該当しない方が健康ではないということではありません。
- ・健康体割引特則における当社所定の基準を満たしていても、特別条件付保険特約の適用等により、この特則を付加できない場合があります。
- ・健康体割引特則における当社所定の基準を満たさない場合でも、告知や診査の内容によっては、この特則を付加しないでお申込みいただける場合があります。
- ・喫煙状況については、ご契約の成立後に被保険者へ当社所定の方法により確認させていただくことがあります。
- ・健康体割引特則の中途付加はできません。
- ・健康体割引特則のみを解約することはできません。
- ・この保険には、解約返戻金はありません。
- ・高度障害療養加算年金は、高度障害年金の支払期間中に被保険者が生存している場合、お支払いします。
- ・お客様の年齢・職業・過去のご契約歴などによっては、記載のご契約内容ではお申込みできない場合や制限させていただく場合があります。
- ・契約年齢、払込期間、性別等によっては、保険金等の額が払込保険料総額を下まわることがあります。
- ・記載の数値情報は、登録日現在における当社の料率によるものです。
- ・個人にお支払いする年金は雑所得として課税対象になる場合があります。
- ・個人にお支払いする年金は源泉徴収の対象となる場合がありますので、実際にお受取りになる年金額は例示の額を下まわることがあります。